

## 災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正

政府が国会提出した本法律は、国会審議において次の修正がなされた。

### 1 災害の定義の見直し

災害の定義に、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加すること。（第 2 条第 1 号関係）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

### 2 検討対象となる事項の明記

防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること。（附則第 2 条関係）

附則

（検討）

第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

### 3 その他

原子力規制委員会設置法案の提出に伴う附則の所要の整理